

外国人旅行者向け 消費税免税店制度について

観光庁
経済産業省

目次

1. 外国人旅行者の現状	P3～8
2. 消費税免税店制度	
(1) 消費税免税店制度の概要	P10～12
(2) 消費税免税店になるには	P13～16
(3) 免税の手続	
① 対象者について	P17～19
② 免税物品について	P20～24
③ 書類作成・保存について	P25～32
3. 消費税免税店の拡大	
(1) 地方における消費税免税店の拡大	P34～39
(2) 消費税免税店の都道府県別分布	P40～42
(3) 消費税免税店相談窓口	P43～44

注意：当該資料における、「消費税免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出物品販売場」のこと。



1. 外国人旅行者の現状

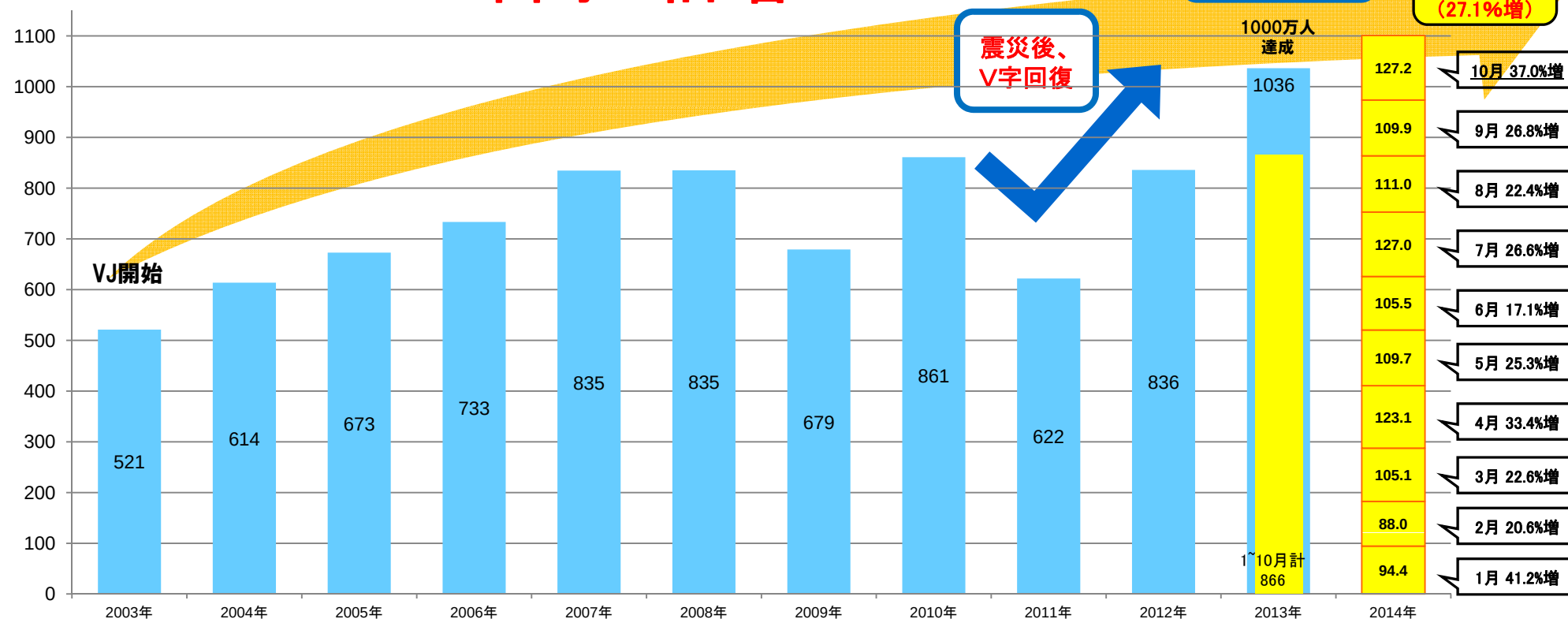
訪日外国人旅行者数1000万人の達成

- 昨年の訪日外国人旅行者数は**約1036万人、対前年比24.0%増**。
- ビジット・ジャパン事業を開始した2003年の521万人から倍増。
- 2014年も中国や東南アジアを中心に増加傾向。1～10月は計1100.9万人（対前年同期比27.1%増）

訪日外国人旅行者数の推移

万人

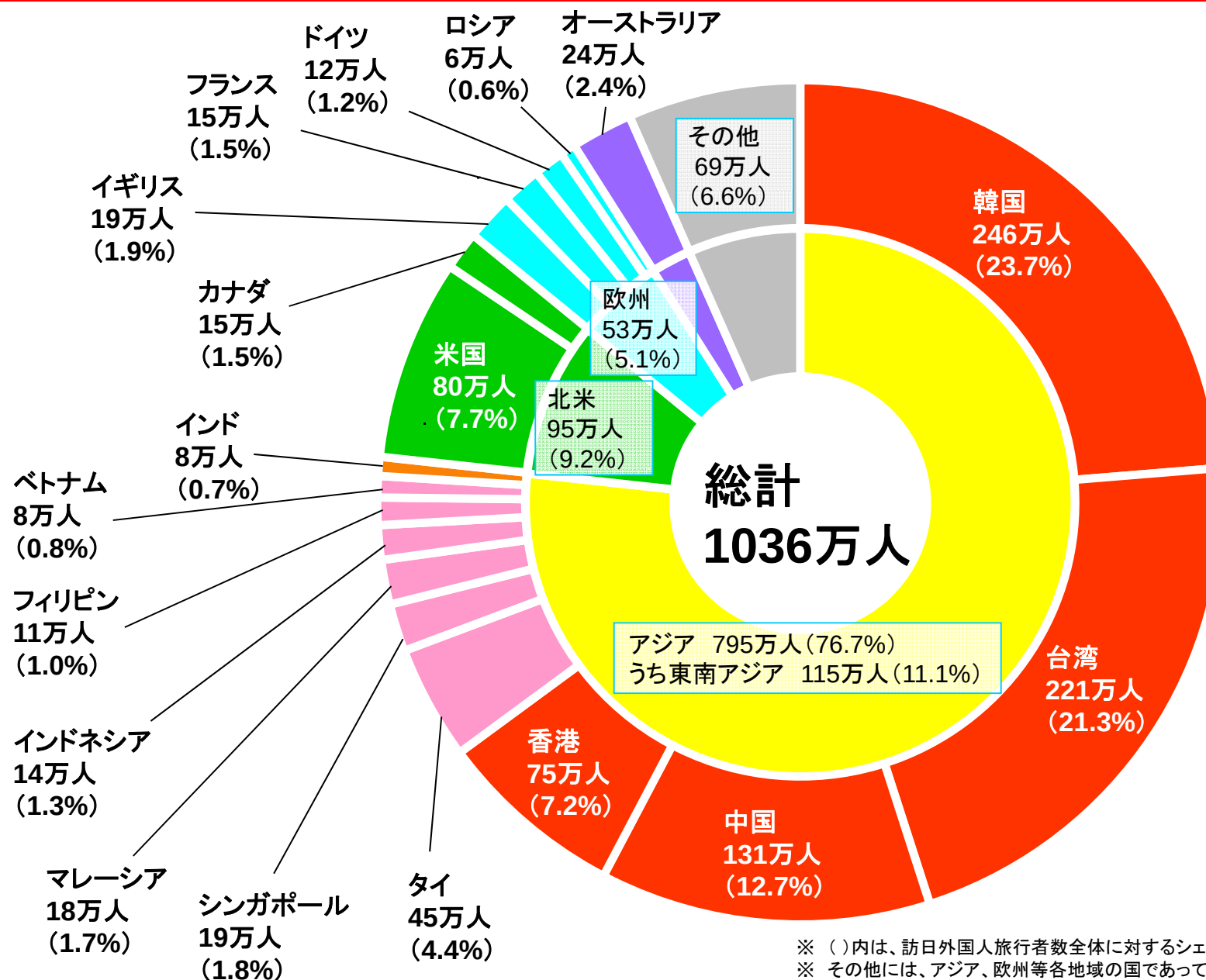
10年間で倍増



注) 2014年1～8月の値は暫定値、2014年9～10月の値は推計値、%は対前年(2013年)同月比

2013年の訪日外国人旅行者数及び割合(国・地域別)

(2013年確定値)



※ ()内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア
 ※ その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。
 ※ 数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。
 ※ 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成

2013年の訪日外国人旅行消費額(国籍・地域別)

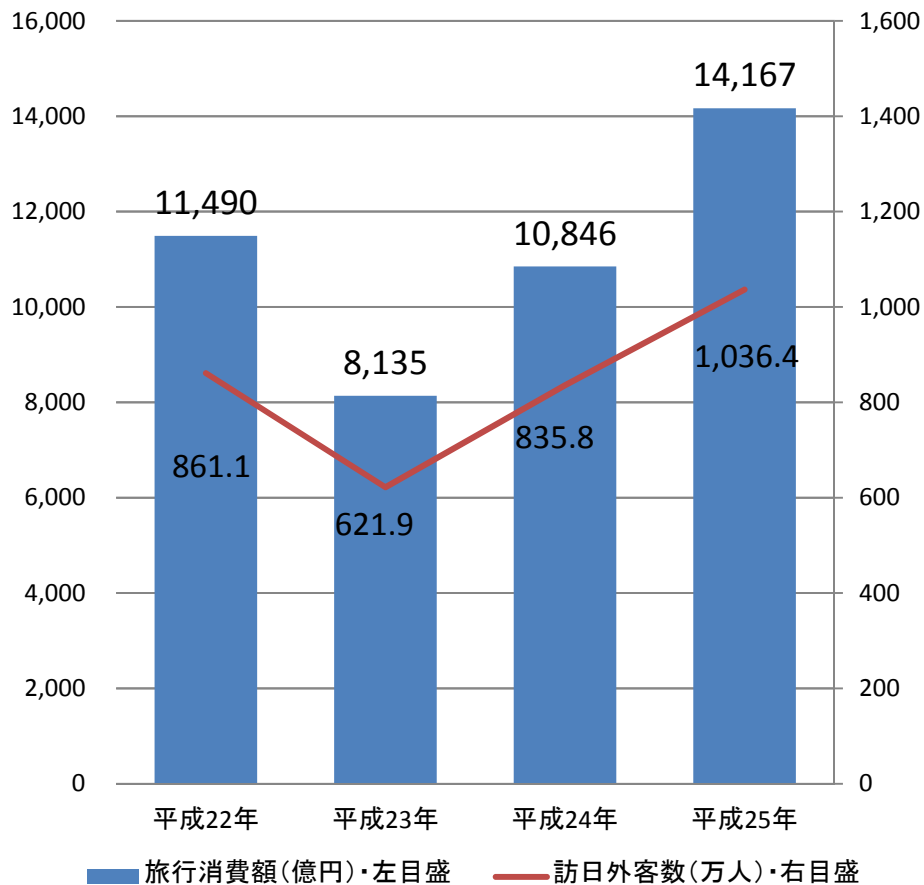
○2013年の訪日外国人の旅行消費額は、1兆4167億円と推計。

前年(1兆846億円)と比べ30.6%増となり、過去最高額。

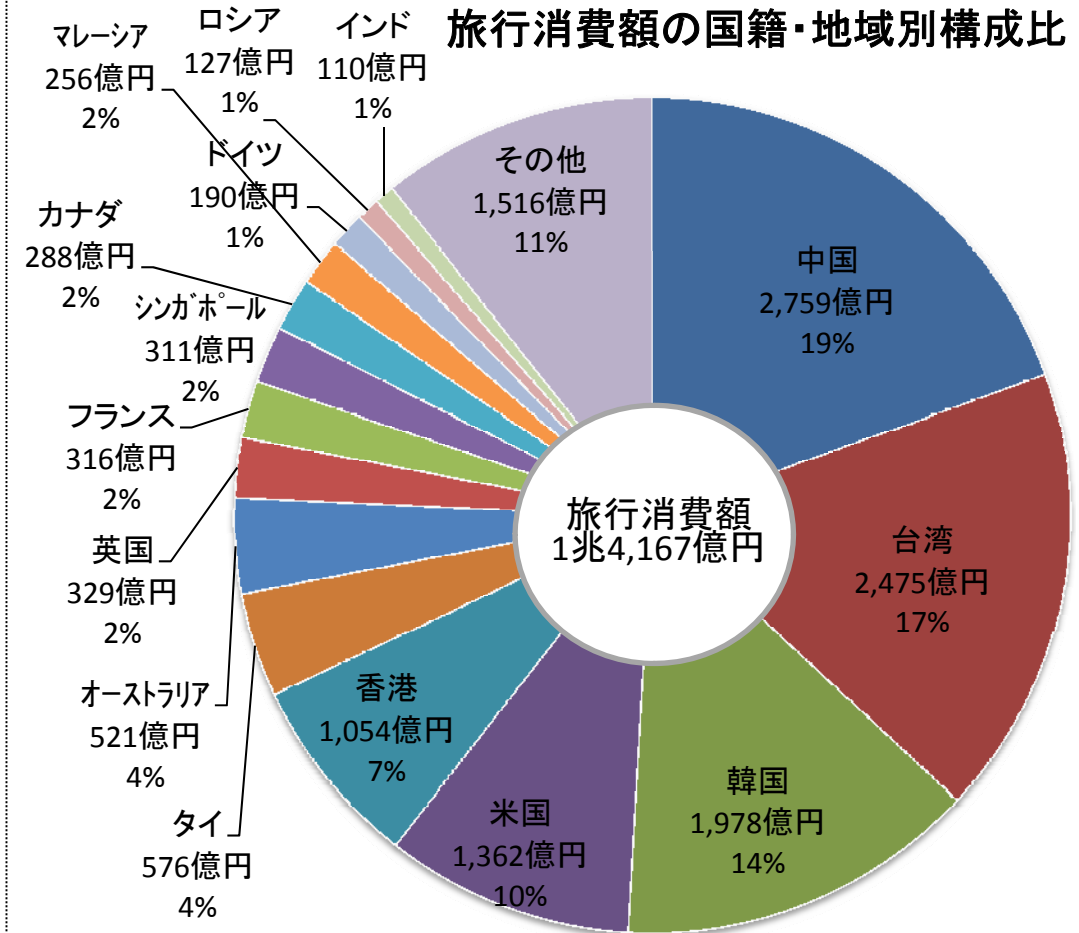
○旅行消費額を国籍・地域別にみると、多い順に中国、台湾、韓国。

対前年比の増加率が大きい国はタイ、シンガポールであり、タイは前年比73.7%増の576億円、シンガポールは前年比68.4%増の311億円となった。

旅行消費額と訪日外客数の推移



旅行消費額の国籍・地域別構成比

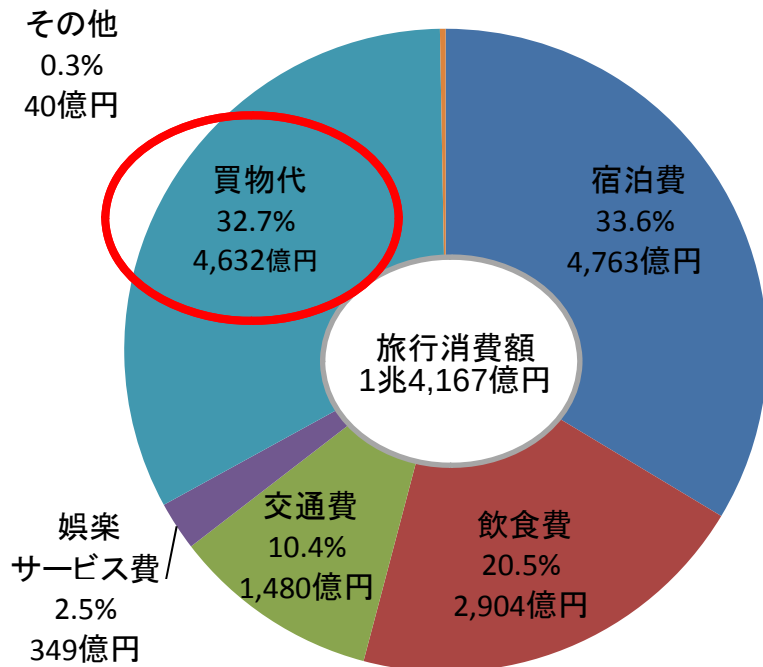


2013年の訪日外国人旅行消費額(消費割合・購入物品)

- 訪日外国人旅行消費額において、**買物代は全消費額の約3分の1を占めている。**
- 訪日人数上位5カ国の訪日外国人が日本で購入した物品では、各地の名産品も多い**菓子類、食料品、飲料、酒などを多く購入している。**

<訪日外国人旅行消費額>

平成25年 1.42兆円



<訪日外国人が日本で購入した物品>

訪日人数の多い順に記載

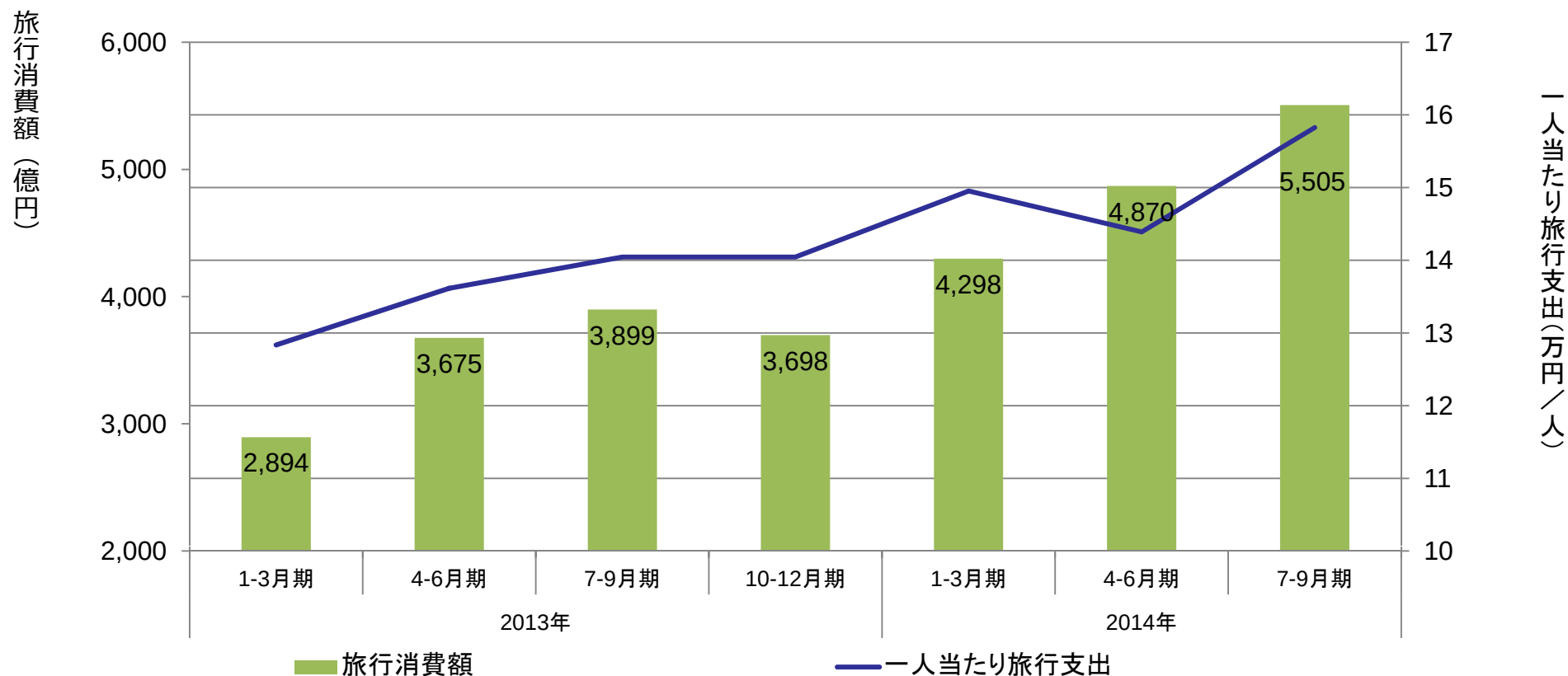
	①韓国	②台湾	③中国	④米国	⑤香港
1位	菓子類	菓子類	菓子類	食料品、飲料、酒	菓子類
2位	食料品、飲料、酒	化粧品、医薬品	化粧品、医薬品	菓子類	服(和服以外)、カバン
3位	化粧品、医薬品	食料品、飲料、酒	食料品、飲料、酒	和服(着物)、民芸品	食料品、飲料、酒
4位	服(和服以外)、カバン	服(和服以外)、カバン	服(和服以外)、カバン	服(和服以外)、カバン	化粧品、医薬品
5位	マンガ、アニメ関連	和服(着物)、民芸品	カメラ、ビデオカメラ、時計	化粧品、医薬品	和服(着物)、民芸品

出所:観光庁「訪日外国人消費動向調査」

訪日外国人の旅行消費額と一人当たりの旅行支出の推移

- 2014年の外国人の旅行消費額は第3四半期までで前年同期比で40%増の1兆4673億円となり、昨年の年間値を超えた。
- 2014年の第3四半期の外国人の旅行消費額は、5000億円を超え過去最高値となっている。

訪日外国人の旅行消費額と一人当たりの旅行支出の推移





2. 消費税免税店制度



(1)消費税免税店制度とは

消費税免税店制度とは①

○ 消費税免税店（輸出物品販売場）を經營する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

1. 場 所：消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けた店舗での販売であること。

○ 事業者が經營する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。

2. 対象者：「非居住者」に対する販売であること。

○ 外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、6ヶ月以上日本に在住する者は非居住者には該当しない。

3. 免税対象物品：次の2つの条件を満たす物品に限られること。

① 通常生活の用に供されるもの※であること。

② 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額が1万円を超えること。

③ 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品（食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、その他消耗品）の販売合計額が5千円を超え、50万円までの範囲であること。

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな場合は免税販売対象外。

消費税免税店制度とは②

4. 手 続：所定の手続に基づく販売であること。

- 免税店は「輸出免税物品購入記録票」を作成し、旅券等に貼付して割印すること、「購入者誓約書」に免税物品を購入する非居住者の署名を受け、7年間保存すること など。

5. 輸 出：非居住者は、出国の際に、購入記録票を税関に提出し、購入した免税物品を携帯して国外へ持ち出すこと。





(2)消費税免税店になるには

消費税免税店になるには①

- 免税販売を行うには、消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けることが必要。
- 消費税免税店（輸出物品販売場）の許可は、
 - ① 許可を受けようとする「店舗ごと」に
 - ② 経営する事業者が、その納税地を所轄する税務署に申請する

1. 消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けようとする事業者（消費税免税事業者を除く。）が申請。

2. 販売場（店舗）ごとに許可を受けることが必要。

※ 複数店舗分まとめて申請することは可能。

3. 許可の申請は、

○ 消費税免税店（輸出物品販売場）を経営しようとする事業者の納税地を所轄する税務署に

○ 「輸出物品販売場許可申請書」を記載して申請

※ 許可申請に当たっては、円滑な審査のため、許可申請書以外に参考書類を添付することが望ましい。

※ 納税地を所轄する税務署は、本店の所在地を所轄する税務署（店舗所在地を所轄する税務署ではない）。

<国税庁HP 輸出物品販売場許可申請書>

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/pdf/23120017-2.pdf>

第20号様式
輸出物品販売場許可申請書

平成 年 月 日 申 請	(フリガナ) 納 税 地	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	(フリガナ) 所 轄 税 務 署 長
収受印	(電話番号 - -)	印	
下記のとおり、消費税法第8条第6項に規定する許可を受けたいので、申請します。			
販 売 場 の 所 在 地 及 び 名 称	(電話番号 - -)	所 轄 税 務 署 長	税 務 署
譲渡しようとする 物 品	品 名	1 か 月 の 販 売 見 込 高 数 量 価 値 額	摘 要
申 請 理 由			
参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		印 (電話番号 - -)	
※ 上記の申請について、消費税法第8条第6項の規定により許可します。			
第 号 平成 年 月 日		税 務 署 長 印	
整理番号	部門番号		
申請年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日	
注意 1. この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。 2. ※印欄は、記載しないで下さい。 3. 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地及び名称、所轄税務署名は適宜の様式に記載して添付してください。			

消費税免税店になるには②

＜消費税免税店（輸出物品販売場）の許可要件＞

- 1 販売場の所在地は、「非居住者の利用度が高いと認められる場所」であること。
- 2 販売場が「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」及び「物的施設(例えば非居住者向特設売場等)を有する」ものであること。
- 3 申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が「適正に履行されている」と認められること。
- 4 申請者の「資力及び信用が十分」であること。
- 5 前各号(1から4)のほか許可することにつき特に不適當であると認められる事情がないこと。

(消費税法基本通達8-2-1)

消費税免税店になるには③

<参考 1> 消費税免税店（輸出物品販売場）の許可要件の考え方

○「非居住者の利用度が高いと認められる場所」とは、

申請時点で利用度が高いことまでを求めているものではなく、今後、非居住者の利用が見込まれる場所も含む。

非居住者が出入国する空港や港、観光地は、一般的に利用度が高いと認められる場所と考えられるが、これらの場所に限られない。

○「非居住者に対する販売に必要な人員の配置」とは、

免税販売の際に必要なとなる手続を非居住者に対して説明できる人員の配置を求めるもの。

なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではない。パンフレット等の補助材料を活用しながら、非居住者に手続を理解していただければ十分。

○「非居住者に対する販売に必要な物的施設を有する」とは、

免税販売の際に必要なとなる手続を行うためのカウンター等の物的施設があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを必要としているものではない。

<参考 2> 許可申請書の参考書類

許可要件の円滑な審査のため、次のような参考書類を申請書に添付することが望ましい。

- ・ 許可を受けようとする販売場の見取り図
- ・ 社内の免税販売マニュアル
- ・ 申請者の事業内容が分かるもの（会社案内、ホームページ掲載情報があればホームページアドレス）
- ・ 許可を受けようとする販売場の取扱商品（主なもの）が分かるもの（一覧表など）
- ・ その他、審査を円滑にするために必要となる書類



(3) 免税の手続

① 対象者について

免税販売の対象となる「非居住者」

- 免税販売は、外国人旅行者などの一時的滞在者が対象。
 - ※ 外国人であっても、国内に居住している者は免税販売の対象とならない。

免税販売の対象となる「非居住者」

- 「外国為替及び外国貿易法」第6条第1項第6号(定義)に規定する非居住者
 - ・ 一般的な外国人旅行者等
 - ・ 日本人であっても、2年以上外国に滞在する目的で出国し、一時的に日本に入国し、滞在期間が6ヶ月未満で出国する者等

免税販売の対象とならない外国人の例 (「居住者」として扱われるもの)

- 日本国内にある事業所に勤務する者
- 日本に入国後6ヶ月以上経過する者

外国人	
非居住者	居住者
①外国人は原則として非居住者として取り扱われます ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者	①日本国内にある事務所に勤務する者 ②日本に入国後6か月以上経過するに至った者

日本人	
非居住者	居住者
①外国にある事務所（日本法人の海外支店等、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③①及び②に掲げる者のほか、日本出国後、外国に2年以上滞在するに至った者 ④①から③までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者	①日本人は、原則として居住者として取り扱われます ②日本に在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱われます

※居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が専らその居住者又は非居住者に負担されている家族については、その居住者又は非居住者の居住性の判定に従うことになります。



(3) 免税の手続

② 免税物品について

免税対象物品の拡大

- これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、本年10月1日より全ての品目が免税対象となった。

- 一般物品（消耗品以外のもの）



家電製品



着物・服



カバン

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額が、1万円を超えるもの

- 消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）



食品類



飲料類



薬品類



化粧品類

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額が、5千円を超え、50万円までの範囲内のもの

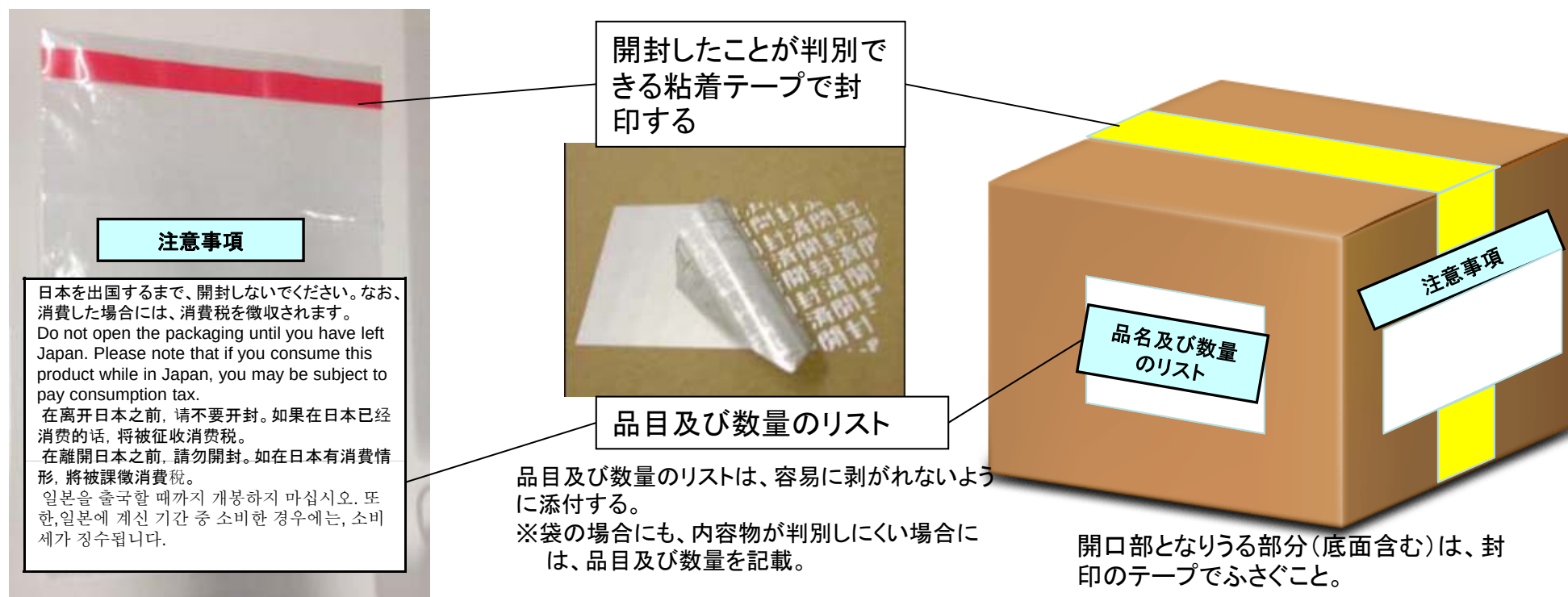
※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。
※ 酒の販売には「酒類販売業免許」、たばこの販売には「たばこ小売販売業の許可」が必要。

一般物品と消耗品の免税販売における要件

一般物品	消耗品
同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額が<u>1万円を超える</u>ものであること。	同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品の販売合計額が<u>5千円を超え、50万円までの範囲内</u>のものであること。
同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額が<u>100万円を超える</u>場合には、免税店を経営する事業者が、その非居住者の旅券等の写しを、その事業者の納税地又は販売場の所在地に保存すること（7年間の保存義務）。 ※ パスポートの場合、パスポートの番号、非居住者の氏名、生年日、性別及び国籍が印字された部分の写し。 ※ 電磁的記録による保存も可能。 ※ 免税店を経営する事業者が免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間。	—
免税購入する非居住者から、<u>輸出する</u>旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。	免税購入する非居住者から、<u>購入後30日以内に輸出する</u>旨の購入者誓約書を提出してもらうこと（7年間の保存義務）。
—	<u>指定された方法により包装</u>を行うこと。 ※ 一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には、消耗品の販売方法による。

消耗品の免税販売の注意点(包装)①

- 包装は「プラスチック製の袋」又は「ダンボール製等の箱」が可能。
- 包装は以下のような要件を満たすこと。
 - ① 出国までに破損しない十分な強度を有すること
- ※ 果物等の鮮度維持のために内容物を容易に取り出せない大きさの穴を開けることは許容される。
- ② 開封した場合に開封したことが分かるシールで封印すること
- ③ 包装の中の内容物や個数が確認できること
- 袋の場合には、透明、ほとんど透明であること
- 箱の場合には、内容物の品名及び品名ごとの数量を記載又は記載した書面を添付
- ④ 出国まで開封しないこと等を日本語及び外国語で注意喚起する記載又は添付



消耗品の免税販売の注意点(包装)②

- 消耗品の包装に記載する注意喚起は、日本語及び外国語とする。外国語は、英語に限らず、訪日旅行者の多い国の言語（中国語、韓国語等）で記載することが望ましい。
- 注意喚起は、袋の表面に印刷などで記載、又は印刷した書面を貼り付ける。

<注意喚起文書の例>

日本を出国するまで、開封しないでください。なお、消費した場合には、消費税を徴収されます。

Do not open the packaging until you have left Japan. Please note that if you consume this product while in Japan, you may be subject to pay consumption tax.

在离开日本之前，请不要开封。如果在日本已经消费的话，将被征收消费税。

在離開日本之前，請勿開封。如在日本有消費情形，將被課徵消費稅。

일본을 출국할 때까지 개봉하지 마십시오. 또한, 일본에 계신 기간 중 소비한 경우에는, 소비세가 징수됩니다.



(3) 免税の手続

③ 書類作成・保存について

「購入記録票」と「購入者誓約書」の作成(記載事項)

○ 免税店は、免税販売をする際に「購入記録票」を作成します。また、購入者は「購入者誓約書」を免税店に提出する必要があります
これらは、特定の様式はなく、記載すべき事項のみを定めています。

※ 品名等を記載した明細書等を購入記録票等に貼付・割印することにより、明細書等に記載された事項については、購入記録票等の記載を省略することができる。

《購入記録票及び購入者誓約書に記載すべき事項》

記 載 す べ き 事 項	購入記録票	購入者誓約書	
① 購入者の氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日	○	○	購入者（非居住者）情報 ※パスポート等で確認
② 購入者の所持する旅券等の種類及び番号	○	○	
③ 消費税免税店を経営する事業者の氏名又は名称	○	○	販売店舗の情報
④ 消費税免税店を経営する事業者の納税地及び所轄税務署名、消費税免税店の所在地	○	—	
⑤ 購入年月日	○	○	購入日・商品の情報 ※レシート等の添付で 代用可能
⑥ 品名、品名ごとの数量及び価額、物品の価額の合計額※	○	○	
⑦ 購入後において輸出することを誓約する旨（消耗品の場合、購入した日から30日以内に輸出することを誓約する旨）及び購入者の署名	—	○	購入者の署名

※ 平成26年10月1日からの免税販売については、販売価額の合計額の記載が新たに必要となった。

「購入記録票」の作成例

(参考) <購入記録票の作成例> (一般物品と消耗品の購入記録票を一つの書類で作成する場合)

輸出免税物品購入記録票

Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export

所轄税務署/Tax office concerned		納税地/Place for Tax Payment	
販売者氏名・名称/Seller's Name		販売場所在地/Selling Place	
購入年月日/Date of Purchase			
月	日	年	
Month	Date	Year	
消耗品/ Consumable Commodities			
品名	単価	数量	販売価額
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price
合計価額/Total amount			
一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables			
品名	単価	数量	販売価額
Name of Commodity	Unit Price	Quantity	Price
合計価額/Total amount			

本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない

When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.

从本国离境或者成为本国居民时，必须向离境地所属的海关署署长或者其住所或住所所在地所属的税务署署长提交购买记录单。

從日本出境或成為日本居民時，必須向管轄該出境地的海關首長或管轄該住址或居住地方的稅務署長提交購買記錄單(購入記錄票)。

일본에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 그 출항지를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거주 소재지를 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출해야 합니다.

旅券等の種類/Passport etc.	番号/No.	
PASSPORT旅券		
在留資格/Status of Residence	国籍/Nationality	
上陸年月日/Date of Landing		
購入者氏名(活字体)/Name in Full(in block letters)		
生年月日/Date of Birth of Purchaser		
月	日	年
Month	Date	Year

※用紙の大きさは、旅券への貼付けに支障のない大きさの用紙とする。

※外国語の注釈は、英語に限らず中国語、韓国語等で記載することを妨げない。(日本語での記載は必須)。

「購入記録票」の一般物品と消耗品の記載事項

- 「購入記録票」及び「購入者誓約書」は、記載項目のみを定める（フォントの大きさや記載項目の配置などは自由とする）。
 - ・ コンピューターを使ったプリンターでの印刷が可能
 - ・ 免税販売物品の品名等の記入は、明細書等の貼付（割印が必要）で替えることができる
- 一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合に、同一の用紙で両品目に共通する項目（購入者氏名等）を一括して記載し、一般物品と消耗品のそれぞれの品名ごとの数量、価額、合計額のみを別々に記載することで対応することも妨げない。

＜一般物品の購入記録票の記載項目＞

＜消耗品の購入記録票の記載項目＞

共通記載可能項目

- 1 一般物品の購入者の
①氏名、②国籍、③生年月日、
④在留資格、⑤上陸年月日
- 2 ⑥当該一般物品の購入者のその所持する旅券等※の
種類及び番号
※旅券、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書
- 3 消費税免税店を経営する事業者の⑦氏名又は名称、
⑧納税地、⑨納税地を所轄する税務署 の名称
- 4 当該⑩消費税免税店の所在地
- 5 当該一般物品の⑪購入の年月日

- 1 消耗品の購入者の
①氏名、②国籍、③生年月日、
④在留資格、⑤上陸年月日
- 2 ⑥当該消耗品の購入者のその所持する旅券等※の
種類及び番号
※旅券、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書
- 3 消費税免税店を経営する事業者の⑦氏名又は名称、
⑧納税地、⑨納税地を所轄する税務署 の名称
- 4 当該⑩消費税免税店の所在地
- 5 当該消耗品の⑪購入の年月日

個別記載項目

- 6 当該一般物品の⑫品名、品名ごとの⑬数量及び⑭価
額並びに⑮当該物品の価額の合計額

- 6 当該消耗品の⑫品名、品名ごとの⑬数量及び⑭価額並
びに⑮当該物品の価額の合計額

「購入者誓約書」の作成例・保存

- 購入記録票の作成とともに、購入者誓約書を作成。
 - 記録内容は、購入記録票の記入時に複写で作成することが可能。
 - 購入者誓約書には、免税物品を購入する非居住者が自筆でサインを行う。
- 免税販売を行った免税店は、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間、購入者誓約書を保存する。

購入者誓約書の作成

必ず免税物品を購入する非居住者が自筆でサインする。

最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書 Covenant of Purchaser of Consumption Tax-Exempt of Ultimate Export			
・当該消耗品を、購入した日から30日以内に輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "consumable commodities" on this card were purchased by me for export from Japan within 30days from the purchase date and will not be disposed of within Japan. ・当該一般物品を、日本から最終的には輸出されるものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。 I certify that the goods listed as "commodities except consumables" on this card were purchased by me for ultimate export from Japan and will not be disposed of within Japan.			
署 名 Signature			
販売者氏名・名称/Seller's Name			
購入年月日/Date of Purchase			
月 Month	日 Date	年 Year	
消耗品/ 品 名 単 価 数 量 販売価額 Name of Commodity Unit Price Quantity Price			
合計価額/Total amount			
一般物品(消耗品を除く)/Commodities except consumables			
品 名 単 価 数 量 販売価額 Name of Commodity Unit Price Quantity Price			
合計価額/Total amount			
旅券等の種類/Passport etc. PASSPORT旅 券		番 号/No.	
在 留 資 格/Status of Residence		国 籍/Nationality	
上陸年月日/Date of Landing			
購入者氏名(活字体)/Name in Full(in block letters)			
生年月日/Date of Birth of Purchaser			
月 Month	日 Date	年 Year	

「購入者誓約書」の一般物品と消耗品の記載事項

- 購入者誓約書は、一般物品と消耗品で誓約する内容が異なる。
- 一般物品と消耗品を同時に免税販売する際には、一般物品の購入者誓約書（輸出を誓約）と消耗品の購入者誓約書（30日以内の輸出を誓約）は、共通項目を同一用紙に記載することを妨げない。

＜一般物品の購入者誓約書の記載項目＞ （購入後において輸出する旨を誓約）

- 1 一般物品購入者の①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格及び⑤上陸年月日
- 2 購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号
- 3 消費税免税店を経営する事業者の⑧氏名又は名称
- 4 当該一般物品の⑨購入の年月日
- 5 ⑩購入者の署名

- 6 当該一般物品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額並びに⑭当該物品の価額の合計額
- 7 ⑮当該一般物品をその購入後において輸出することを誓約する旨

＜消耗品の購入者誓約書の記載項目＞ （購入した日から30日以内に輸出する旨を誓約）

- 1 消耗品の購入者の①氏名、②国籍、③生年月日、④在留資格及び⑤上陸年月日
- 2 購入者のその所持する⑥旅券等の種類及び⑦番号
- 3 消費税免税店を経営する事業者の⑧氏名又は名称
- 4 当該消耗品の⑨購入の年月日
- 5 ⑩購入者の署名

- 6 当該消耗品の⑪品名、品名ごとの⑫数量及び⑬価額並びに⑭当該消耗品の価額の合計
- 7 ⑮当該消耗品をその購入後30日以内に輸出することを誓約する旨

共通記載可能項目

個別記載項目

※ 署名は必ず、商品を免税で購入した非居住者が自分で行う。

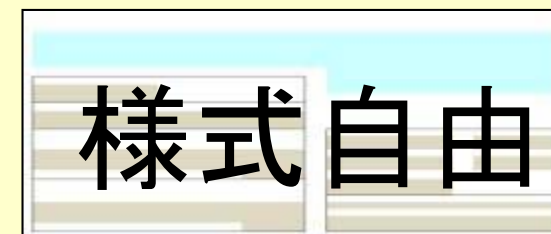
「購入記録票」の貼付

- 免税対象物品を販売する際に、
 - ① 「購入記録票」を作成し、
 - ② 作成した購入記録票を免税対象物品を購入した非居住者（外国人旅行者等）のパスポートに貼付し、「割印」をする。

※ パスポートに貼付された購入記録票は、出国の際に税関に提出しなければならない。

購入記録票等の記載

- ・ 様式は定めておらず、フォントの大きさや記載項目の配置など自由。
- ・ コンピューターを使ったプリンターでの印刷も可能。
- ・ 免税販売物品の品名等の記入は、明細書等の貼付（割印が必要）で替えることができる。



別表第一（第6条関係） 輸出免税物品購入記録票 伝票番号
Record of Purchase of Consumption Tax-Exempt for Export Ref No

所轄税務署 Tax office concerned	納税地 Place for Tax Payment	販売場所在地 Selling Place	販売者氏名 Seller's Name
上陸地 Port of Entry	旅券等の種類 Passport etc.	番号 No.	国籍 Nationality
	旅券 PASSPORT		購入年月日 Date of Purchase
上陸年月日 Date of Landing	在留資格 States of Residence	購入者氏名（活字体）及び年月日 Name in Full in Block Letters and Date of Birth of Purchaser	
		月 (Month)	日 年 Date Year
品名 Name of Commodity	数量 Quantity	単価 Unit Price	販売価格 Price

出国の際には、上記の物品（裏面2ただし書に該当した物品を除く。）をこの票とともに税関に提示して下さい。
When you depart from Japan, you are requested to show the customs the above commodities, together with this card, exempted from tax by virtue of the proviso of the second Remark on the reverse side.

記録票のパスポートへの貼付と割印

パスポート

「輸免」の割印の大きさは概ね

- 横6mm
- 縦8mm

免税物品の国外への持ち出し

○ 非居住者は出国に際して税関に、パスポート等に貼付された「購入記録票」を提出し、購入した免税物品を携帯して国外へ持ち出すことが必要です。

※ ただし、別送した場合は除く。

※ 非居住者は免税物品を出国前に他人に譲渡してはならない。

※ 飲料類、化粧品類等における液体物は国際線においては客室内への持込制限があるので、受託手荷物とする必要があります。

(詳細は国土交通省ホームページhttp://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000006.htmlをご参照下さい。)

免税販売した際には、必ず外国人旅行者にお伝えください。

※免税制度パンフレット: <http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.html>

Please do not remove or misplace the purchase proof document. It will be collected by Customs at the time of departure.

購入記録票は剥がしたり、無くしたりせずに出国時に税関に提出してください。



The shop will pack consumables so that they cannot be consumed in Japan. Be careful not to open the package. You may have to pay tax at the time of departure.

消耗品の扱いについては、日本国内で消費しないように包装をします。出国するまで開封しないでください。消費した場合には、出国時に課税されることがあります。





3. 消費税免税店の拡大



(1) 地方における消費税免税店の拡大

地方における消費税免税店の拡大について

- ・外国人旅行者による地方での旅行消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、商店街、ショッピングセンターなど地方を訪れる外国人旅行者向け免税店の飛躍的拡大を推進する。

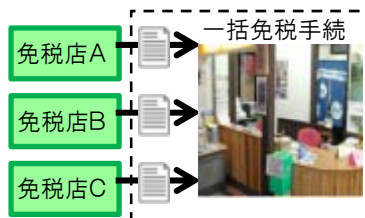
消費税免税制度の拡充

- ・本年10月1日より全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。



地方への免税店拡大に向けさらなる拡充を要望

- ・ 第三者に免税手続を委託することを可能とする。
- ・ 委託を前提にした免税許可申請を認める。



シンボルマーク制度、相談対応制度の活用

- ・ 地方運輸局に設置した免税制度相談窓口を周知・活用。
- ・ 免税店のブランド化・認知度向上のために創設した「免税店シンボルマーク」の使用申請にあわせて免税店の「活きた情報」を取得しJNTOのHPで海外向け情報発信。

ショッピングの魅力を官民連携して海外に発信

- ・ 地方ならではの魅力あるお土産や新しい消費税免税制度の情報を、観光庁やJNTO、百貨店、航空会社、旅行会社、クレジットカード会社等官民が連携して発信。



【全国に免税店を拡大】



狸小路商店街
(札幌市)



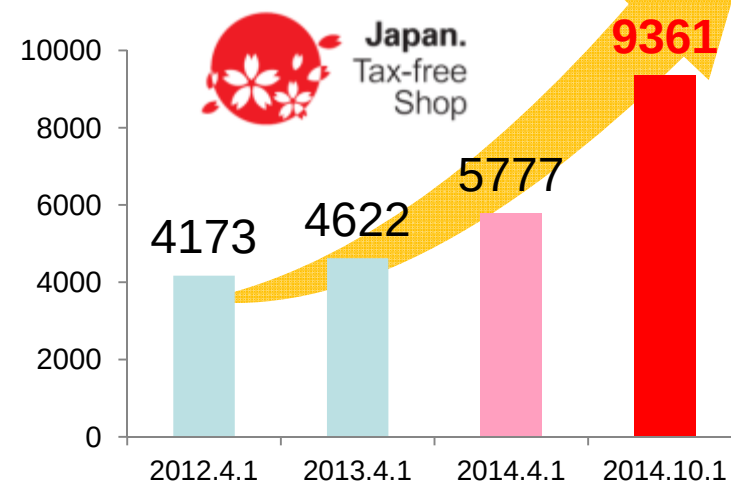
JR新潟駅
(新潟市)



広島本通商店街
(広島市)

【免税店数の現状】

(単位: 店)



消費税免税店の拡大に向けた取組

- ・ 地方運輸局・経済産業局の「免税店相談窓口」の周知・活用を推進するとともに、全国各地で大小の説明会の開催や講師派遣を実施。
- ・ 観光庁のホームページに国内事業者向けの「免税店サイト」を10月1日より開設。

「免税店サイト」の開設

○免税店情報をワンストップで入手できる小売り事業者向けの「免税店サイト」を10月1日より開設。



(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>)

パンフレットによる情報発信

○免税制度に関するパンフレットを地方運輸局等を通じて10,000部配布。



関係省庁が連携して、小売り事業者への情報発信と相談対応等により、免税店拡大を図る。

免税店に関する外国人向け情報発信について

- 免税店のブランド化・認知度向上のため、シンボルマークを作成。
- 店頭にてシンボルマークを掲示することにより、外国人旅行者からの識別性を向上させ、外国人旅行者の利便性を高める。
- 平成26年1月24日より運用を開始（詳細は<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/symbolmark.html>まで）。

■免税店シンボルマーク



○JNTOを活用した情報発信

- ・免税店 (Tax-free Shop) の利用方法及び免税店のリストを、JNTOのHPやフェイスブックにおいて発信、店舗検索も可能。（<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php>）
- ・免税店の利用方法等について、各国のJNTO現地事務所から現地旅行会社、出版社等へ情報提供し、ガイドブック等への掲載を働きかけ。

○観光関係事業者を活用した情報発信

- ・国内外のエアラインに働きかけ、機内誌において免税店の利用方法を紹介。

国内外での消費税免税店の情報発信

海外や訪日外国人に向けて日本の免税店制度や、免税店シンボルマークを掲示する免税店の店舗情報の発信等のため、JNTOのホームページに免税店検索サイトのオープン、免税手続を分かりやすく説明するためのリーフレットやポスターの掲示に官民連携して取り組んでいる。

JNTO免税店検索サイト

Q&A

免税店検索サイト

Japan Tax-Free Shopping Guide

Read More

Video Tutorial

Tax-free at the time of purchase!

You can buy as much as you want

Related Links

Japan Tax-Free Shop List

Read More

Japan. Tax-free Shop

ポスター、リーフレット

海外・・・JNTO海外事務所、免税事業の連携先(グローバルブルー等)、現地旅行会社等に配布
国内・・・TIC、各運輸局、地方自治体、鉄道会社、空港会社、流通関係団体等に配布



《掲示例》
中部国際空港
到着ターミナル



地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(商店街・ショッピングセンター等)

各免税店が第三者に免税手続を委託(ワンストップ化)することを認め、地方における免税店のさらなる拡大を図る。

○「日本再興戦略」改定2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)

2020年に向けて全国各地の免税店を10,000店規模へと倍増させる。あわせて、免税販売手続におけるより一層の利便性向上を検討する。

施策の背景

《本年10月1日より外国人旅行者向け消費税免税制度拡充》

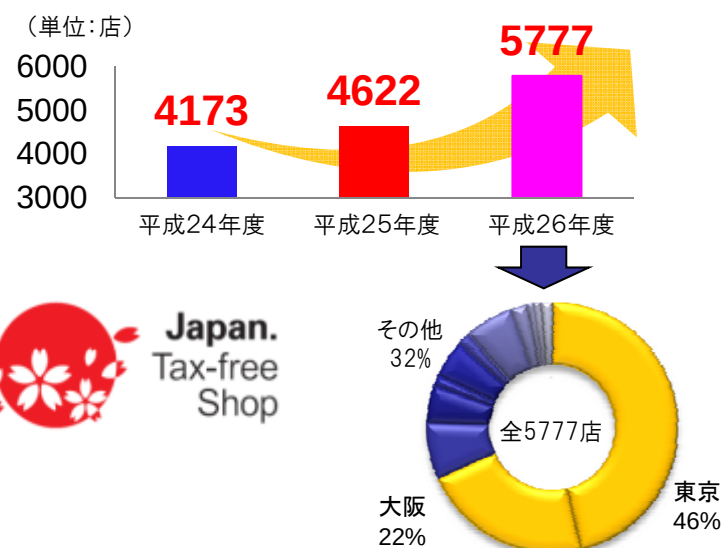
全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大

地方の名産品の消費拡大による地域経済の活性化

そのためには、都心部に集中している免税店の地方への拡大が不可欠。
(克服すべき課題)

- ①個々の店舗が自ら免税手続を行う必要があるため、外国人への対応に不安をもつ店舗のさらなる負担軽減
- ②物産センターやテナント方式の集合商業施設などにおいて、個々の店舗毎に何度も免税手続を行うことの煩雑さの解消

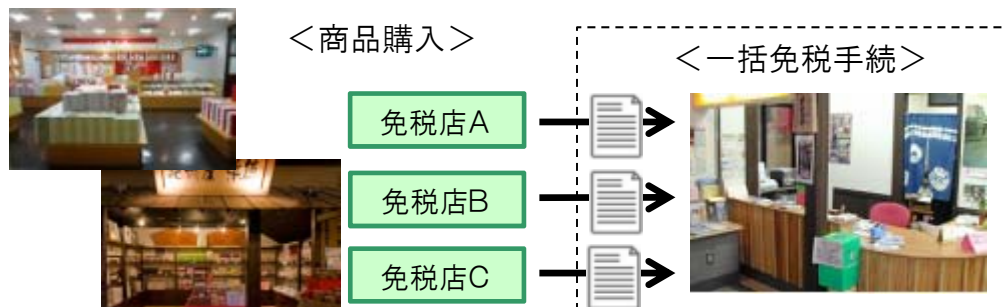
【免税店数の現状と分布(国税局所管地域別)】



要望の概要

○第三者に免税手続を委託することを可能とするとともに、委託を前提にした免税許可申請を認める。

免税手続委託イメージ



◆地方の免税店拡大へ

・店舗で行うのは商品の販売のみ。免税手続を行う必要はなく、店舗の免税手続の負担が大幅に軽減される。
これにより、免税店の申請が増加し、地方の商店街などでも免税を旗印として商店街単位等での外国人の受入が期待される。

◆外国人旅行者の利便性向上へ

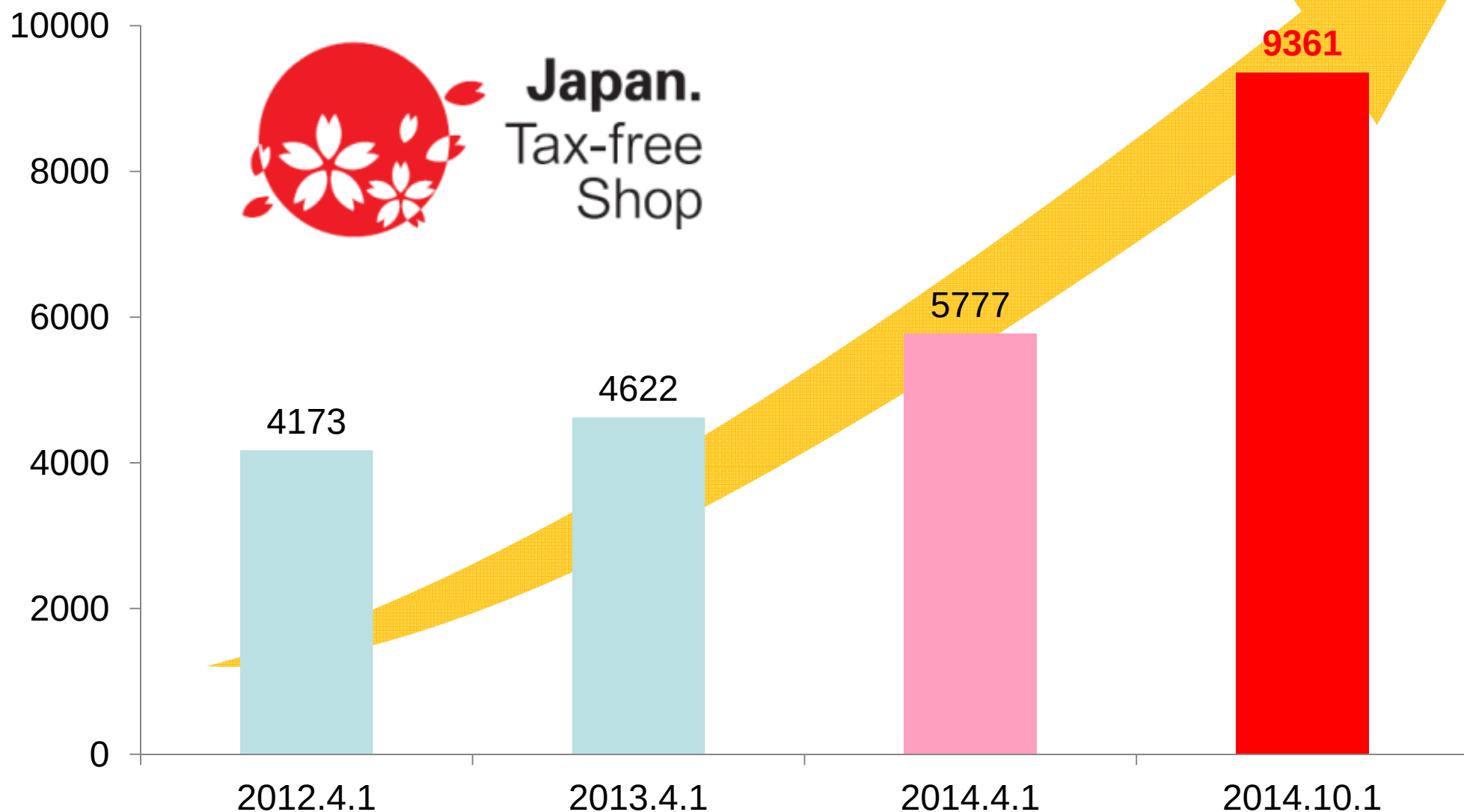
・店舗ごとに何度も免税手続を行う必要がなくなり、外国人旅行者は、専用カウンターでまとめて手続が可能となる。



(2)消費税免税店の都道府県別分布

消費税免税店の都道府県別分布

免税店数の推移（単位：店）



消費税免税店の都道府県別分布

○消費税免税店は、**全国に9,361店**（平成26年10月1日時点）あるが、東京都、大阪府に4,527店（全国48.4%）が所在。地域の免税店を拡大し、地方を訪れる外国人が地方ならではの特産品を免税店で買い物できるように取り組むことが必要。

都道府県別の輸出物品販売場数（全国9,361店 2014年10月1日時点）

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
札幌国税局	283	594	311	209. 9%
北海道	283	594	311	209. 9%
仙台国税局	81	156	75	192. 6%
青森	5	12	7	240. 0%
岩手	2	18	16	900. 0%
宮城	58	94	36	162. 1%
秋田	2	7	5	350. 0%
山形	5	8	3	160. 0%
福島	9	17	8	188. 9%
関東信越国税局	274	509	235	185. 8%
茨城	34	66	32	194. 1%
栃木	34	69	35	202. 9%
群馬	16	22	6	137. 5%
埼玉	93	211	118	226. 9%
新潟	46	53	7	115. 2%
長野	51	88	37	172. 5%
東京国税局	2674	4172	1498	156. 0%
千葉	197	383	186	194. 4%
神奈川	229	468	239	204. 4%
東京	2238	3268	1030	146. 0%
山梨	10	53	43	530. 0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
金沢国税局	99	122	23	123. 2%
富山	68	73	5	107. 4%
石川	29	46	17	158. 6%
福井	2	3	1	150. 0%
名古屋国税局	365	595	230	163. 0%
岐阜	28	57	29	203. 6%
静岡	95	161	66	169. 5%
愛知	194	296	102	152. 6%
三重	48	81	33	168. 8%
大阪国税局	1267	2084	817	164. 5%
滋賀	27	52	25	192. 6%
京都	187	351	164	187. 7%
大阪	852	1259	407	147. 8%
兵庫	180	307	127	170. 6%
奈良	13	49	36	376. 9%
和歌山	8	66	58	825. 0%
広島国税局	126	220	94	174. 6%
鳥取	6	23	17	383. 3%
島根	1	6	5	600. 0%
岡山	31	56	25	180. 6%
広島	68	114	46	167. 6%
山口	20	21	1	105. 0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
高松国税局	50	87	37	174. 0%
徳島	2	3	1	150. 0%
香川	25	48	23	192. 0%
愛媛	19	25	6	131. 6%
高知	4	11	7	275. 0%
福岡国税局	422	587	165	139. 1%
福岡	371	507	136	136. 7%
佐賀	24	37	13	154. 2%
長崎	27	43	16	159. 3%
熊本国税局	54	97	43	179. 6%
熊本	15	24	9	160. 0%
大分	15	22	7	146. 7%
宮崎	10	15	5	150. 0%
鹿児島	14	36	22	257. 1%
沖縄国税事務所	82	138	56	168. 3%
沖縄	82	138	56	168. 3%
合計	5777	9361	3584	162. 0%

2014年10月1日現在：国税局所管地域別（国税庁集計）



(3)消費税免税店相談窓口

外国人旅行者消費税免税制度の問い合わせ先

	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
	観光庁 観光戦略課 (電話) 03-5253-8322	商務流通保安グループ 流通政策課 (電話) 03-3501-1708
北海道	北海道運輸局 観光地域振興課 (電話) 011-290-2722	北海道経済産業局 流通産業課 (電話) 011-738-3231
東北	東北運輸局 国際観光課 (電話) 022-791-7510	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 (電話) 022-221-4914
関東	関東運輸局 国際観光課 (電話) 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 (電話) 048-600-0345
中部	中部運輸局 観光地域振興課 (電話) 052-952-8009	中部経済産業局 流通・サービス産業課 (電話) 052-951-0597
北陸	北陸信越運輸局 観光地域振興課 (電話) 025-285-9181	
近畿	近畿運輸局 観光地域振興課 (電話) 06-6949-6411	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 (電話) 06-6966-6025
中国	中国運輸局 国際観光課 (電話) 082-228-8702	中国経済産業局 流通・サービス産業課 (電話) 082-224-5655
四国	四国運輸局 観光地域振興課 (電話) 087-835-6357	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 (電話) 087-811-8524
九州	九州運輸局 観光地域振興課 (電話) 092-472-2920	九州経済産業局 流通・サービス産業課 (電話) 092-482-5455
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 (電話) 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 (電話) 098-866-1731



参考資料（購入記録票関係）

購入記録票の記載事項

○ 購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項

- | |
|--|
| ① 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければならない旨。 |
| ② 本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはならない旨 |
| ③ 免税で購入した物品を本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収される旨 |
| ④ ③の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収されない旨 |

※ ②～④については書類の裏面に記載することができる。

購入記録票の記載事項

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 （日本語）

- ① 本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に購入記録票を提出しなければなりません。
- ② 本邦から出国するまでは購入記録票を旅券等から切り離してはいけません。
- ③ 免税で購入した物品を本邦からの出国の際に所持していなかった場合には、その購入した物品について免除された消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収されます。
- ④ ③の場合において、災害その他やむを得ない事情により免税で購入した物品を亡失したため輸出しないことにつき税関長の承認を受けたとき、又は既に輸出したことを証する書類を出港地を所轄する税関長に提出したときは、消費税額（地方消費税を含む。）に相当する額を徴収されません。

購入記録票の記載事項

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 （英語）

- 1) When departing Japan, or if becoming a resident of Japan, you are required to submit your "Record of Purchase Card" to either the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location or the head of the tax office that has jurisdiction over your place of residence or address.
- 2) You must not remove the "Record of Purchase Card" from your passport etc. until after you have departed Japan.
- 3) If you are not in possession of item(s) purchased tax free, that are listed on the "Record of Purchase Card", at the time of departure from Japan, an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) that was exempted at the time of purchase will be collected before your departure from Japan.
- 4) In the case of 3) if you do not possess listed item(s) at the time of departure, if the Director of Customs has acknowledged that item(s) you purchased tax free will not be exported as a result of being lost in a disaster or due to other unavoidable circumstances, or alternatively, if you have submitted documents to the Director of Customs that has jurisdiction over your departure location that verifies the item(s) has already been exported an amount equivalent to the consumption tax amount (including local consumption tax) will not be collected.

購入記録票の記載事項

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 （中国語・簡体字）

- ① 从本国离境或者成为本国居民时，必须向离境地所属的海关署署长或者其住所或住所所在地所属的税务署署长提交购买记录单。
- ② 从本国离境前不得将购买记录单从护照上取下来。
- ③ 如果从本国离境时没有携带已购买的免税商品，将会被征收税费，其金额相当于已购买商品所免除的消费税额（包括地方消费税）。
- ④ 在③的情况下，因灾害等其他不得已的原因导致已购买的免税商品丢失而无法携带出境但获得海关署署长的批准时，或者已向离境地所属的海关署署长提交了所购商品已出境的证明文件时，将不会被征收相当于已免除的消费税额（包括地方消费税）的税费。

購入記録票の記載事項

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項（中国語・繁体字）

- ① 從日本出境或成為日本居民時，必須向管轄該出境地的海關首長或管轄該住址或居住地方的稅務署長提交購買記錄單(購入記録票)。
- ② 從日本出境前不得將購買記錄單從護照等撕下。
- ③ 從日本出境時如未隨身攜帶所購買的免稅物品，將被徵收相當於購買該物品時所免除的消費稅額(包括地方消費稅在內)。
- ④ 在③敘述的情況下，如因災禍或其他特別理由遺失該物品而未能隨身攜帶出境，在得到海關首長認可，或已向管轄出境地的海關首長提交已攜帶出境的證明文件的情況下，將不被徵收相當於消費稅的稅額(包括地方消費稅在內)。

購入記録票の記載事項

購入記録票に日本語及び外国語で記載すべき事項 (韓国語)

- ① 일본에서 출국할 때 또는 거주자가 될 때 그 출항지를 관할하는 세관장 또는 그 주소 혹은 거주 소재지를 관할하는 세무서장에게 구입 기록표를 제출해야 합니다.
- ② 일본에서 출국할 때까지는 구입 기록표를 여권 등에서 떼어내면 안 됩니다.
- ③ 면세로 구입한 물품을 일본 출국 시 소지하지 않은 경우에는 그 구입한 물품에 대해 면제된 소비세액(지방 소비세를 포함.)에 상당하는 액수가 징수됩니다.
- ④ ③의 경우에서 재해 및 기타 부득이한 사정으로 인해 면세로 구입한 물품을 분실 한 관계로 반출하지 않는 것에 대해 세관장의 승인을 받았을 때, 또는 이미 반출했음을 증명하는 서류를 출항지를 관할하는 세관장에게 제출했을 때는 소비세액(지방 소비세를 포함.)에 상당하는 액수가 징수되지 않습니다.